

# 府中市立府中第八中学校 PTA会則

## 第一章 総則

(名称・事務所)

第1条 この会は府中市立府中第八中学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

(目的)

第2条 子どもたちの心身の健全な育成と幸福を願い、父母と教職員が協力し、会員相互の教養を高め、望ましい教育の発展を図る。

(活動)

第3条 この会は前条の目的を達成するために、家庭と学校の緊密な連絡のもとに、次の活動を行う。

2. 学校教育への理解を深め、本校の教育振興に努める。
3. 地域の教育環境を整備充実し、生徒の健全育成を図る。
4. 積極的な研修活動により、会員の教養を高め、親睦を図る。
5. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する。
6. その他、この会の目的を達成するための活動をする。ただし、特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為、公私の選挙の候補者の推薦、または学校の運営人事には干渉しない。

(会員)

第4条 この会の会員は本校生徒の父母、またはこれに代わる保護者ならびに教職員とする。

## 第二章 運営組織

(機関)

第5条 この会に次の機関をおく。

- ・総会
- ・運営委員会
- ・専門委員会

(総会)

第6条 総会は、この会の最高決議機関で次の事項を行う。

2. 前年度の活動報告および決算の承認。
3. 新年度の活動計画および予算の審議と決定。
4. 役員ならびに会計監査の選出。
5. 会則の変更。
6. その他必要な事項についての審議と決定。

(総会の運営)

第7条 総会は、毎年1回年度初めに開き、会長が招集、または書面にて開催する。議長は総会で選出する。

2. 総会の成立は、会員数の3分の1以上(委任状を含む)とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(臨時総会)

第8条 会長もしくは運営委員会が、必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合に臨時総会を開く。

(運営委員会)

第9条 運営委員会は、会則に則り総会で議決した事項について責任をもって活動する。

2. 総会の議事日程の立案や報告書の作成。
3. 専門委員会での活動計画調整。
4. 緊急な必要事項の審議と処理。
5. その他目的達成に必要な事項。

(運営委員会の構成)

第10条 運営委員会は、役員ならびに各専門委員会、臨時委員会の正・副委員長によって構成される。

2. 運営委員会は、会長がその必要を認めたときに開かれる。
3. 運営委員会は、必要に応じて臨時の委員会を設けることができる。

(専門委員会)

第11条 各専門委員会は、次の委員会をおき運営委員会の承認を得て、それぞれの活動を行う。

・学年委員会 ・校外委員会

2. 専門委員は各学年より選出する。学級数を基準とした人数と教職員1名によって構成される。校外委員は各小学校学区より選出する。地区当たりの人数は6名～8名を基準として構成される。
3. 各専門委員会には委員長1名と副委員長若干名をおく。
4. 各専門委員の活動については別に定める。

(校長)

第12条 校長はすべての会に出席し意見を述べることができる。

### 第三章 役員および会計監査

(役員)

第13条 この会に次の役員をおく。ただし任期は1年とし、再任を妨げない。

・会長1名                      ・副会長3～5名(P2～4、T1)  
・書記3名(P2、T1)      ・会計3名(P2、T1)

(役員の任務)

第14条 役員の任務は、次のとおりとする。なお役員会は会長が招集し、会長が議長となる。

2. 会長は、この会を代表して会務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代理を務める。
4. 書記は、総会および運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関することを記録し、保管する。
5. 会計は、この会の財産を管理し、一切の会計事務を処理する。

(会計監査)

第15条 この会に会計監査3名(P2、T1)をおく。ただし任期は1年とし、再任を妨げない。

2. 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を次の年度初めの総会に報告する。
3. 会計監査は運営委員会に出席できる。ただし投票権はもたない。

(役員・会計監査の選出)

第16条 役員ならびに会計監査の選出は、別に定める。

## 第四章 会 計

第17条 この会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入で賄う。

第18条 会費は、一世帯年額 1,500円(保険料を含む)とし、納入については別に定める。

第19条 会計は、総会で議決された予算にもとづいて行われる。

第20条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第21条 会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

## 第五章 雑 則

第22条 この会を運営するために必要とされる個人情報の収集や利用、管理については「個人情報取扱規定」に定め、適正に運用するものとする。

## 附 則

1. この会則は、総会の議決により、改正することができる。
2. この会の運営に必要な規定は、運営委員会で定める。
3. この会に次の帳簿を備える。
  - ・会員名簿
  - ・会計簿
  - ・総会および運営委員会議事録
  - ・その他必要な帳簿

この会則は、昭和58年5月31日から施行する。

この会則は、平成19年 5月 8日一部改正。

この会則は、平成22年 4月22日一部改正。

この会則は、平成30年 5月 1日一部改正。

この会則は、令和 2年 3月 8日一部改正。

この会則は、令和 2年11月24日一部改正。

この会則は、令和 3年 4月28日一部改正。

この会則は、令和 4年 5月 2日一部改正。

この会則は、令和 6年 1月 9日一部改正。

### 会費納入規定

- 第1条 会費は年1回払いとし、原則として一度納入したものは返金しないものとする。
- 第2条 集金日以降、二学期までに転入の場合は年会費の半額を納入するものとする。

### 役員・会計監査選出規定

- 第1条 会則 16 条による役員および会計監査の選出は推薦委員会を設けて行う。
- 第2条 推薦委員会の構成は、役員会より1名、第1学年各学級より1名および教職員より2名とし、正副委員長各1名、書記1名をおく。
- 第3条 推薦委員会は、役員・会計監査候補者を本人の承認を得て推薦し、総会の7日前までに会員に公示する。
- 第4条 教職員の役員候補者は、校長が推薦する。
- 第5条 推薦委員会は、役員・会計監査候補者を総会に報告し承認を得ることにより任務を終了する。
- 第6条 推薦委員が役員・会計監査候補者となる場合は、推薦委員を辞任するものとし、欠員を補充する。
- 第7条 推薦委員会は、推薦についての一切の権限を委任させる。なお、この会の内容を他にもらしてはならない。

### 専門委員会活動規定

- 第1条 学年委員会は、各学年の諸活動の連絡調整にあたる。また、学校内の教育環境の整備に協力する。
- 第2条 校外委員会は、生徒の校外活動がよりよく行われるよう各地区との連携を図り協力する。また地域の教育環境の改善に努める。
- 第3条 各委員会は、目的達成に必要な事項について十分検討し、実行する。また、学校の各種行事にもすすんで協力する。

### 府中市立府中第八中学校PTA慶弔規定

- 第1条 PTA会則第一章第3条第5項により慶弔について次のとおり定める。

1. 会員死亡(配偶者を含める) 金額5,000円
2. 生徒入院(15日以上) 金額3,000円
3. 生徒死亡 金額5,000円

#### 教職員会員特例

1. 一親等の死亡 金額3,000円
2. 結婚または子女の出産 金額3,000円
3. 転勤・退職 金額年1,000円  
(ただし、上限5,000円までとする)

第2条 その他必要を認めた場合は、運営委員会において協議決定する。

## 個人情報取扱規定

### (目的)

第1条 この規定は、府中市立府中第八中学校PTA(以下「本会」という。)が収集・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

### (責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

### (個人情報保護管理者)

第3条 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

2. 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
3. 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

### (利用目的の特定)

第4条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決める。

### (個人情報の収集)

第5条 個人情報の収集は、本会の活動に必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集し、利用目的を明確に定める。ただし要配慮個人情報については取得しないものとする。

### (個人情報の管理)

第6条 個人情報は個人情報保護管理者が保管するものとし、適正に管理する。

2. 本会は、個人情報の取り扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

### (第三者提供の制限)

第7条 本会は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつた、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2.次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1)本会が利用目的の達成に必要な範囲において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合
- (2)個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

(保有個人情報の開示請求)

第8条 本会は、本人から保有する個人情報の開示を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

(保有個人情報の訂正または削除請求)

第9条 本会は、本人から保有する個人情報の利用停止、追加、削除を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

## 附 則

この規定は、昭和58年 5月31日より施行する。

慶弔規定は、昭和59年 4月24日一部改正。

慶弔規定は、平成19年 5月 8日一部改正。

会費納入規定は、平成22年 4月22日より施行する。

個人情報取扱規定は、平成30年 5月 1日より施行する。

役員・会計監査選出規定は、令和 2年 3月 8日より施行する。

専門委員会活動規定は、令和2年 3月 8日より施行する。

会費納入規定は、令和 6年 1月 9日一部改正。